

(案)

○流山市手話言語の普及の促進に関する条例

手話は言語である。

手話は物の名称や自らの意思を手や指の動き、表情等により視覚的に表現するものである。

手話は、聴覚障害者が心豊かな日常生活を営み、第三者との意思疎通を図るため長年にわたって大切に育んできた言語である。

言語は人々が交流し、お互いの気持ちを尊重、理解する上で必要なものであり、さらには、知識の蓄積や文化・芸術の創造に大きく関わってきた。

また、音声言語のみならず、手話による非音声言語も、人類の発展に大きく寄与してきたものである。

これまで手話は言語として認められていなかったため、手話による教育や環境が整備されず、聴覚障害者は必要な情報を得ることや意思疎通を図ることが難しく、日常生活や社会生活の中で不便と不安を抱え生活してきた。

また、聴覚障害者は災害時において耳から情報を得ることが困難であるため、情報の可視化や、現場で迅速に情報の送受が出来る体制を確立させていくことが課題となっている。

ここにわたしたち市民等は、手話が言語であることへの理解の普及に努めるとともに、障害の有無にかかわらず、全ての市民等のコミュニケーションが円滑に行われ、お互いを理解し合い、安心して暮らすことのできる地域社会を実現するため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話に関する基本理念を定め、市の責務及び市民等の役割を明らかにするとともに、手話に関する施策を総合的に推進することに

より、障害の有無にかかわらず市民等が分かち合うことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 手話に関する普及の促進は、手話を必要とする市民等が手話を言語としてコミュニケーションを図る権利を有することを理解し、手話を通じて全ての市民等が互いに尊重し合うことを基本として行うものとする。

(市の責務)

第3条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、手話への理解及びコミュニケーション手段としての普及に関する施策を推進するものとする。

(市民等の役割)

第4条 市民等は、基本理念への理解を深め、市が推進する施策に協力するよう努めるものとする。

(県との連携及び協力)

第5条 市は、この条例の目的及び基本理念に対する市民等の理解の促進並びに手話の普及及び環境整備に当たっては、千葉県と連携し、及び協力するよう努めるものとする。

(施策の推進)

第6条 市は、次に掲げる施策を総合的に推進しなければならない。

- (1) 手話に対する理解及び手話の普及を促進するための施策
- (2) 手話による情報の取得及び共有の機会の拡充
- (3) 手話による円滑なコミュニケーションができる環境構築のための施策
- (4) 学校における手話への理解及び手話の普及を図るための施策

(5) 災害時における情報の提供及び意志疎通の支援に関する
施策

(6) その他市長が必要と認める施策

2 市は施策の見直しに当たっては、障害者関係団体等から意見を聴くよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第7条 市は前条第1項各号に掲げる施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第8条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。